

# 内閣法等の一部を改正する法律案(政府CIO法案)の概要

内閣官房における情報通信技術の活用に関する総合調整機能を強化するため内閣官房に特別職の国家公務員として内閣情報通信政策監(政府CIO※)を置くとともに、政府CIOをIT戦略本部の本部員に加え、本部がその事務の一部を政府CIOに行わせることができること等を規定する。

※CIO: Chief Information Officer の略

